

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
有限会社イタクラ	福島県福島市渡利字山ノ下14

2. 指名停止措置期間

平成 27 年 9 月 8 日 ~ 平成 27 年 10 月 7 日 (1 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

大成・五洋・日本国土・佐藤工業・三菱マテリアル特定建設工事共同企業体（以下「大成JV」とする。）が請け負っている環境省東北地方環境事務所発注工事において、平成27年2月25日に大成JVが除染作業員から報告を受けた箇所につき環境省及び大成JVが現地確認を行い、通報に基づいて掘り起したところ、倒木、ツタ、枝等があることが確認された。

その後、警察当局において関係者への事情聴取など捜査が進められ、同年7月23日、小谷内の山林において、同所の除染作業により生じた木枝などの廃棄物を放射性物質汚染対処特措法に違反して不法に埋設投棄した疑いで、二次下請会社（有）イタクラの当時の現場責任者が逮捕され、さらに、同月26日、当時の重機操作者が逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾・空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当し、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

よって、本件については1カ月の指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

○ 総務部 契約課 課長 おいかわ 及川 惠明（内線 2511）
課長補佐 いまむら 今村 英祐（内線 2512）

総務部 経理調達課（TEL 022-716-0012）（ダイヤルイン）
課長 むろい 室井 良雄（内線 6551）

○は本件の主務課です。